

一部構成員限り

資料53-2-1

---

# 競争ルールの検証に関するWG（第53回） 関係者ヒアリング資料

---

2024年3月13日  
株式会社NTTドコモ

## 1. 各論点に対する当社の考え

- ① ネットワーク利用制限について
- ② 指定対象事業者の見直しについて
- ③ 通信モジュールの指定対象役務からの除外について

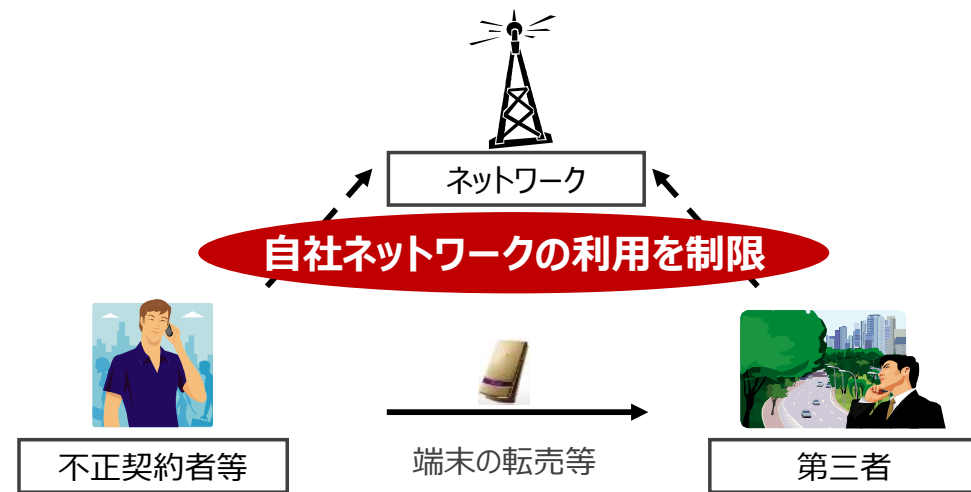
## 2. ヒアリング項目に対する回答

# 1. ネットワーク利用制限の概要

■ 盗難・不正契約・割賦未払等が生じた場合、当社は当該端末の自社モバイルネットワークの利用を制限しており、不正な端末購入を防止する一助となっている

## 概要

不正取得端末に対し自社モバイルの利用を制限  
(ただし、海外を含め他社ネットワークは制限不可)



ステータス	ネットワーク利用制限状態	市場価値
○	ネットワーク利用可能	高
△	ネットワーク利用可能 (割賦残債支払い中)	中
×	<b>ネットワーク利用不可</b>	低

## 利用制限件数の推移

ネットワーク利用制限を実施した数は年々増加傾向

- ① 債務不履行の端末
- ② 盗難等の犯罪行為で入手された端末
- ③ 不正契約で入手された端末
- ④ 補償サービスにより補償対象となった旧端末

### 構成員限り

(This area is currently blank, likely reserved for future content related to member restrictions.)

## 1-2. 不正契約の発生状況

- 2022年度以降、新規契約後に発覚する虚偽契約の発生件数・率が急激に悪化
- とりわけ、本人確認書類の偽造や、不正契約の手口自体が高度化・複雑化している影響で、「偽造・改ざん」の発生数は増加傾向

### 虚偽契約発生件数の推移

構成員限り

### 主な不正手口

#### 偽造・改ざん

不正に作成した本人確認書類で契約を行う手口  
※書類自体を“偽造”、または氏名等の一部を“改ざん”する手口がある

#### 住所虚偽

“虚偽の住所”を申告して契約を行う手口

#### 虚偽他人 (なりすまし)

他人に“なりすまし”て契約を行う手口  
※不正取得した本人確認書類の原本やコピーを用いて新規契約を実施

## 1-3. 滞納額の推移

- 2022年度より発生した外国人を中心とした不正契約の影響により2023年度滞納額は大幅増
- 端末価格の高額化により、一回線あたりの滞納額も悪化

### 滞納額（強制解約・虚偽解約等）の推移

構成員限り

## 1-4. 不正契約に対する対策及び懸念

- 当社はこれまで審査基準や本人確認の強化等の対応を行ってきたが、それでも防ぐことができない状況
- このような状況において、ネットワーク利用制限を禁止することで、不払い等不正な手段で取得された端末がこれまで以上に不正に転売される懸念がある

構成員限り

## 【参考】中古業者における対策・対応

- 中古業者において、インターネット上でネットワーク利用制限の適用状態を確認のうえ、割賦残債が残っている端末（△）に対し、自ら対策・対応を行う事業者も存在

## ネットワーク利用制限携帯電話確認サイト

NTT docomo

ネットワーク利用制限携帯電話機の確認

IMEI（製造番号） ※半角数字15桁

35341057XXXXX

結果

△

## 中古業者の対応



買取時	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 割賦残債の一括清算後に買取</li> <li>✓ 減額査定を行ったうえで買取</li> </ul>
販売時	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ △であること等を利用者へ事前に説明したうえで、○の端末よりも安価に販売（買取時の査定減額を加味）</li> </ul>
制限時	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保証サービス提供により、万が一、ネットワーク利用制限状態（×）となった場合に、交換・返金</li> </ul>

## 2. 事業法27条の3の規律対象の見直し

■ ルールを見直す場合であっても、かつての囲い込み競争への逆戻りが懸念される行為（端末販売を条件とする通信料金の割引、不当な期間拘束等）は、MNOに対しては引き続き規制すべきではないか

### 事業法27条の3GL規律（摘要）



**通信料金と端末代金の完全分離**

- **端末販売時の通信料金の割引**  
(例：月々サポート)
  - **通信契約の継続を条件とする端末割引**  
(例：旧端末購入サポート)
- 一律禁止

**不当な囲い込みの禁止**

- **期間拘束有無の料金差**  
**170円まで**
- **契約期間**      ● **解約金**  
**2年まで**              **1,000円まで**

規律における基幹部分であり、MNOに対しては、**引き続き規制すべき**

- **端末販売時の割引等**  
 端末 (SIM挿入可)      **対照価格に応じて 上限2~4万円**
- **SIMのみ新規契約時の割引等**  
 SIMのみ 新規契約      **上限2万円まで**

- **継続利用割引の上限**  
**6か月超：月額料金/年**  
**6か月以内：月額料金/月**
- 他

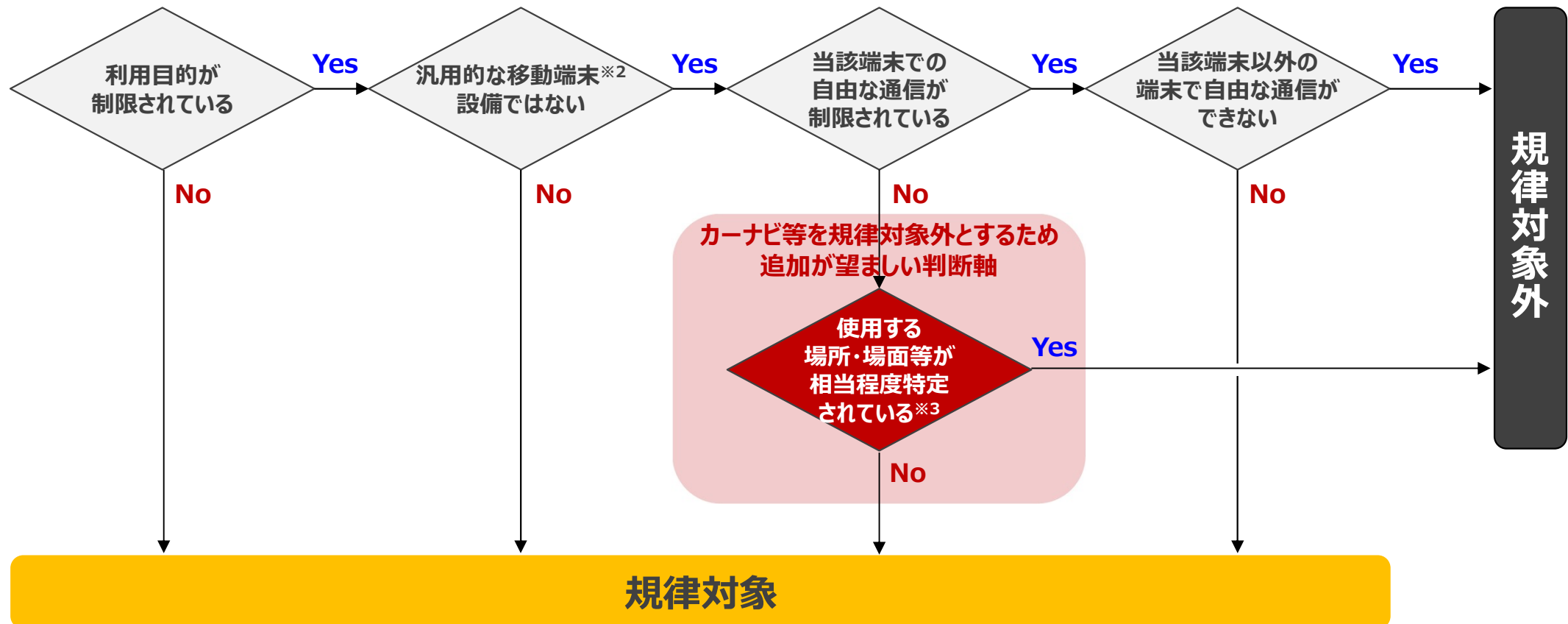
上記の基幹部分を担保するための措置であるため、シェアにより規律対象外とすることも考える



### 3. 通信モジュールの指定対象役務からの除外

- 通信モジュールは様々な用途での利用が拡大し、中には機能が限定的ではないものも多く存在するため、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することに賛同

#### 判断軸イメージ※1（特定の用途に対応するため機能が限定的である役務）



※1 上記判断軸に加え、専らデータ伝送役務として提供されているか、機能が限定的で拡張性がないか等を含めて総合的に判断するため、あくまで参考イメージである

※2 スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータの4類型

※3 持ち運び可能であるもの（スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータのような形状で持ち運び可能なもの）は規律対象とする

## 1. 各論点に対する当社の考え

- ① ネットワーク利用制限について
- ② 指定対象事業者の見直しについて
- ③ 通信モジュールの指定対象役務からの除外について

## 2. ヒアリング項目に対する回答

#	ヒアリング項目	回答
1	現在実施しているネットワーク利用制限の内容とその件数/推移(4類型ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去4年間のネットワーク利用制限実績は以下の通りです。 <b>構成員限り</b></li> </ul> <div style="border: 2px solid red; height: 150px; width: 100%;"></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 代金債務（分割支払金等の債務を含む）の履行がなされていない携帯電話機</li> <li>② 販売店での窃盗（盗難）や詐欺等の犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機</li> <li>③ 本人確認書類偽造や申込書の記載内容（お名前、住所、生年月日等）に虚偽の申告が含まれている等、不正な契約により入手された携帯電話機</li> <li>④ ケータイ補償サービスまたはsmartあんしん補償サービスにより補償対象になった旧電話機</li> </ul>
2	ネットワーク利用制限を実施している理由(必要性)や有効性(4類型ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記いずれの類型（代金債務未払・盗難・不正契約・補償サービス利用者の旧電話機等）においても、本来、果たされるべき債権債務の不履行や犯罪行為を防止する観点で、対象端末を用いた当社ネットワークの利用を制限しており、不正な手段による端末の入手を防止する一助となっている認識です。</li> </ul>
3	#2に関し、他の手段で担保することはできないのか(4類型ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社はこれまで審査基準や本人確認の強化等の対応を行ってきましたが、それでも不正契約の発生数は増加傾向であることに苦慮しております。</li> </ul>
4	中古端末を購入した第三者が通信料金を適切に支払っているにも関わらず、ネットワーク利用制限により、通話・通信の利用ができなくなる現状をどのように考えるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>このような状況を踏まえると、ネットワーク利用制限が禁止された場合には、上記いずれの類型においても、不払い等不正な手段で取得される端末がこれまで以上に増加し、また、これらの端末が不正に転売されることを懸念します。</li> <li>なお、当社はこれまでもネットワーク利用制限確認サイトを通じて中古業者及び利用者へ端末のネットワーク利用制限状態を確認いただける手段を提供しており、その状態についても随時更新を行っております。</li> </ul>
5	ネットワーク利用制限を禁止することについてどのように考えるか。また、禁止した場合の影響(4類型ごと)	

#	ヒアリング項目	回答
1	指定対象事業者の基準について、MNO・MVNO共通の閾値を設けることについてどのように考えるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>かつての囲い込み競争への逆戻りが懸念される行為（端末販売を条件とする通信料金の割引、不当な期間拘束等）に対する規制は、事業法27条の3の規律における基幹部分であり、MNOに対しては、引き続き適用すべきと考えます。</li> </ul>
2	指定対象事業者の閾値を、他の例にない、例えば、10%、25%に変更することについてどのように考えるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>楽天モバイル殿の二種指定電気通信設備制度を参考に規律の対象となる基準を設定（シェア10%以上）すべきとの主張について、二種指定電気通信設備制度はシェアの高い事業者の事業者間交渉上の優位性に着目した規律であり、利用者に対する行き過ぎた囲い込み等を禁止することで自由なサービス選択を容易にするために設けられた規律である事業法27条の3に適用することは制度趣旨として馴染まないと考えます。</li> </ul>
3	また、#2の基準に変更する場合に留意すべき点はあるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮にルールを見直す場合であっても、制度上の担保がないことを懸念するため、全ての規律を適用対象外とするのではなく、必要最低限の見直しに留めるべきと考えます。</li> </ul>

#	ヒアリング項目	回答
1	通信モジュール向けの通信サービスに関して、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することについてどのように考えるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信モジュールは様々な用途での利用が拡大しており、中には機能が限定的ではないものも多く存在するため、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することに賛同します。</li> <li>「使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合」は指定対象役務から除外することをガイドラインに規定するにあたっては、解釈にばらつきが生じないよう具体例を記載する等の明確化をお願いしたいと思います。</li> </ul>

NTT  
docomo